

# 農業委員会だより

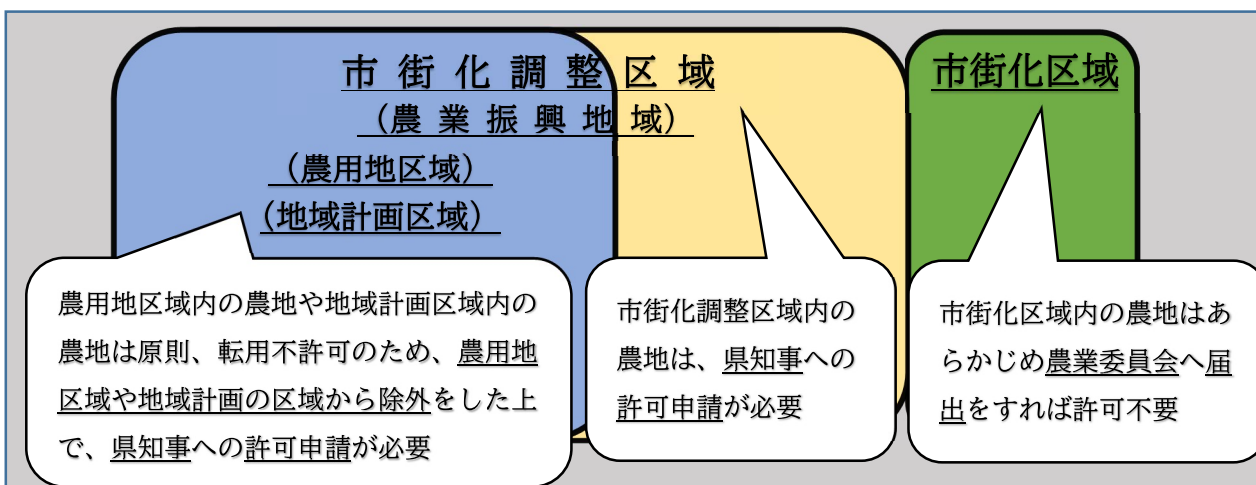
== 農地を転用する場合には、手続きが必要です！ ==

- ◆農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- ◆農地を転用する場合には、原則、農地法の転用許可が必要です。
- ◆許可を受けずに転用したり、許可を受けた通りに転用しなかったりした場合は、罰則を受けることがあります。

※農地以外の例・・・資材置場、駐車場、住宅・工場等の建物敷地、道路（一時的なものも含まれます。）



農地転用をされる方は、具体的な計画を立てた上で、農業委員会へご相談ください。



## ※ ご注意ください !

- ・農地転用許可申請は、申請をすれば必ず許可になるわけではありません。農地転用は、場所から判断される立地基準と、事業実施の必要性や確実性からなる一般基準、隣接農地への被害防除措置の有無等により転用の可否が判断されます。
- ・また、農地法以外にも、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しが無い場合は、農地転用の許可がされません。

農地転用をされる方は、具体的な計画を立てた上で、農業委員会へ確認してください。

## === 農地に関する各種手続きについて（案内） ===

田や畑といった農地の売買・貸借・転用などをする場合には、農地法などで一定の制限があり、それぞれの内容や区分により、事前に農業委員会または県知事への許可申請や、届出、証明願などの各種手続きが必要となります。詳しくは、以下によりご確認ください。

※ 相談問合せ先：農業委員、推進委員または農業委員会事務局(知多市役所 2 階)

※ ホームページのアドレス <https://www.city.chita.lg.jp> 🔍 「農業委員会」で検索

## ◆◆農地利用状況調査(農地パトロール)を行いました◆◆

農業委員会では、8月から9月にかけて農地の違反転用と遊休農地（耕作放棄地）の状況を把握するため、土地改良済みの農地を中心に農地の利用状況調査（農地パトロール）を行いました。

遊休農地は増加傾向であり、対象となる農地所有者には、利用意向調査をお送りしました。農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病虫害の発生などの原因となりえます。所有者は、近隣住民や周辺農地に迷惑をかけることがないように、農地を適正に利用し管理するよう、ご理解とご協力をお願いいたします。雑草、雑木等が隣地や道路にはみ出していないかについても定期的に点検し、適正に管理しましょう。

なお、ご自身での管理が困難な場合には、「農地の草刈等引受登録者」に草刈りなどを依頼することもできます。



★「農地の草刈等引受登録者」は、ご自身の事情で草刈等ができない方の依頼を受けて、草刈り、耕起等を行っていただいている個人・団体です。現在 16 件の個人や団体が登録されています。  
(※作業内容や費用等の確認問合せ・申込は、当事者の責任で行っていただきますので、ご承知おきください。)

## ◆◆知多市における農地の賃借料等情報◆◆

令和6年1月から12月に、農地法の許可手続または農業経営基盤強化促進法による公告手続により賃貸借が行われた農地の賃借料水準は、次表のとおりです。

知多市における農地の賃借料等情報(令和6年分)

(単位：円/10aあたり年額)

区分（知多市内全域）		平均額	最高額	最低額	データ数
田(水稻)	基盤整備済地域	5,000	8,000	2,500	133
	基盤未整備地域	5,500	8,000	5,000	17
畑(普通畑)	基盤整備済地域	4,800	7,700	2,400	87
	基盤未整備地域	5,000	5,000	5,000	3

※ 基盤整備済地域内の田（水稻）で4件、畑で4件、無償の賃借(使用賃借)の許可がありました。

## ◆◆子どもたちが農業体験をしました！◆◆

6月2日(月)、日長台保育園の園児が、大興寺みどり保全会の皆さんに手伝ってもらいながら、バケツ稲(ミニ田んぼ稲)に挑戦しました。田植え後は新広見の田んぼでかけっこや泥んこ遊びをして楽しみました。田んぼの中で泳ぐまねをして全身泥まみれになってはしゃぐ園児もいました。



総合学習の一環として、南粕谷小学校の5年生の児童が稲作体験を行いました。

5月28日(水)、集まった児童たちは「南粕谷の美しい自然を守る会」の皆さんの教えのもと、田植え体験をしました。はだしになって田んぼに入った児童たちからは、はじめは気持ち悪いといった声が聞こえてきましたが、いざ田植えを始めると楽しそうに苗を植えていました。途中、手持ちの苗がなくなると、畔で待機する会の皆さんより追加の苗を投げてもらい、うまくキャッチできると歓声が飛び交っていました。

10月14日(火)、稲刈り体験で、鎌を使って稲を刈り取り、はざかけをしました。児童たちは、慣れない作業に苦労しながらも、生き生きとした表情で稲を収穫していました。



## ◆◆ 農業者年金のご案内～老後の備えは十分ですか？～◆◆



高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で月額約25万1千円が必要といわれています。国民年金の支給額は、月々約6万9千円、夫婦あわせて月額約13.8万円で、毎月約11万円不足するといわれています。

ぜひこの機会に農業者年金加入のご検討を！

### 支給額の試算（保険料月額2万円の場合）

加入年齢	納付期間	年金額（年額）	
		男性	女性
20歳	40年	83万円	73万円
30歳	30年	55万円	48万円
40歳	20年	33万円	29万円

※65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。予定利率は、農林水産省告示により定められ、R7年度は1.35%です。

### ◎農業に従事されている方が加入できる年金です

・60歳未満の国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者除く）と60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者で、年間60日以上農業に従事する人が加入できます。この要件を満たせば自分名義の農地を持っていない人や、農地所有者の配偶者や後継者でも、加入できます。

### ◎公的年金だから、税制上の優遇措置があります

・保険料は、社会保険料控除として、所得から全額控除できますので、課税所得が下がり、保険料の15%～30%程度の節税効果があります。

### ◎助成制度があります

・認定農業者や認定就農者など、一定の要件を満たす意欲ある担い手農業者には、月額2万円の保険料のうち、国から最大1万円の助成が受けられます。

### ◎長期に安定した制度

・自分で積み立てた保険料と運用益を原資とした「確定拠出型」の年金です。  
・毎月の保険料は、2万円から、最高6万7千円まで千円単位で自由に決められ、随時変更できます。

### ◎80歳までの保障つきの終身年金

・年金は終身年金で、受給者が亡くなるまで給付されます。仮に80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金相当額を、死亡一時金として一定の遺族の方が受け取れます。

### 《 申込問合せ 》

JA あいち知多 知多支店（☎0562-32-1101）

または、農業委員会事務局（知多市役所内☎0562-36-2683）

### ◎全国農業新聞 === ご購読を ===

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の全国農業会議所が発行する農家のための情報専門誌です。農政の動きから、地方の身近なニュースまで農業に関する情報を農家の皆様に分かりやすく紹介し、見やすい紙面で毎週お届けします。

●発行日／毎週金曜日

●購読料／1か月700円（送料込） 令和8年4月から900円

●申込／農業委員、推進委員または農業委員会事務局まで